

○防衛省告示第百八十五号
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年八月十六日から施行する。ただし、第四十一号から第五十五号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月五日から施行する。

令和三年八月六日
 陸上自衛隊真駒内駐屯地

防衛大臣 岸 信夫

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市南	真駒内十七番地
	対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市南	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道札幌市豊 平区	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条十三丁目及び十四丁目並びに平岸一条二十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十三丁目まで
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域が含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	陸上自衛隊東千歳駐屯地	北海道千歳市	祝梅千十六番地
	対象防衛関係施設 の所在地	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域が含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊青森駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域が含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	対象防衛関係施設 の所在地	青森県青森市	大字浪館字近野四十五番地
	対象防衛関係施設 の区域	青森県青森市	大字三内、大字浪館及び大字安田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	青森県青森市	里見二丁目、浪館前田二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字三内、大字浪館並びに大字安田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域が含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	対象防衛関係施設 の所在地	茨城県土浦市	右柳二千四百十番地
	対象防衛関係施設 の区域	茨城県稲敷郡阿 見町	大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	茨城県土浦市 茨城県稲敷郡阿 見町	右柳（次の図面に示す部分に限る。） うづら野二丁目及び三丁目、大字阿見並びに大字荒川本郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域が含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	対象防衛関係施設 の所在地	栃木県宇都宮市	上横田町千三百六十番地
	対象防衛関係施設 の区域	栃木県宇都宮市	上横田町千三百六十番地
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	栃木県宇都宮市	江曾島町、上横田町及び台新田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）